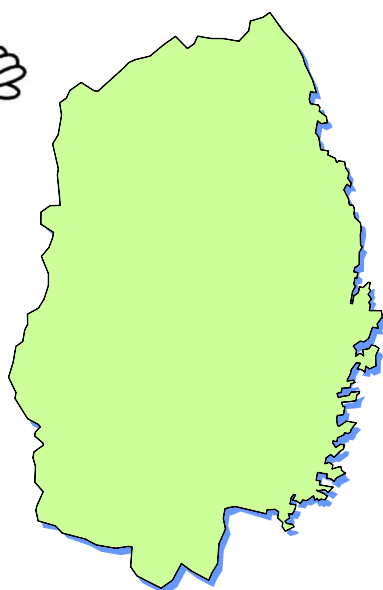


交番・駐在所の統合について

～ 交番・駐在所整備に関する県警察の長期的ビジョン ～



岩手県警察本部

1 はじめに

日本社会は、人口減少や急速な高齢化、国際化の進展等の変化に直面しているほか、IoT等、サイバー空間の利用を前提とする様々な技術・サービスが登場しており、自動運転技術の実用化など、科学技術分野の発展による社会の急激な変化が見込まれています。

このような社会の変化に適応し、治安上の課題に適切に対応していくためには、地域警察活動の基盤となる交番・駐在所の体制についても将来を見据えた見直しを行い、体制を強化する必要があると考えています。

2 岩手県内の治安情勢

県内の令和元年中の刑法犯の認知件数は、3,063件で、ピークであった平成9年（1万5,925件）と比較して5分の1以下に減少しています。

また、令和元年の交通事故の発生は、1,968件であり、10年前から半減しています。

その一方で、殺人等の凶悪事件が後を絶たないほか、執拗なあおり運転事案、高齢者等を狙った組織的な特殊詐欺など悪質な犯罪が発生しており、これらは、県内のどの地域においても発生する可能性があります。

また、DV・ストーカー事案や虐待事案、警察安全相談の対応等、昼夜を問わず、緊急の対応を要する事案が頻発している現状にあります。

3 地域警察の役割

交番・駐在所に勤務する警察官は、パトロールや巡回連絡等の様々な活動を通じて、地域住民の意見・要望等に応えるべく、管轄する地域の実態を把握し、その実態に即した活動を行っております。

また、昼夜を分かたず常に警戒態勢を保ち、様々な警察事象に即応する活動を行うことにより、地域住民の安全と安心のよりどころとなり、身近な不安を解消する機能を果たしております。

交番・駐在所等に勤務する警察官を「地域警察官」といい、地域警察官の主な仕事は次のとおりです。

(1) パトロール、立番・在所警戒

事件・事故の発生を未然に防ぐとともに、犯罪を取り締まるため、犯罪の多発する時間帯や地域に重点をおいたパトロールを行っています。パトロールに当たっては、不審者に対する職務質問、危険箇所の把握、犯罪多発地域の家庭や事業者に対する防犯指導、パトロールカードによる情報提供等を行っています。

このほかに交番の外に立って警戒に当たる立番や施設内で書類整理などをしながら警戒にあたる在所警戒を行っています。

(2) 巡回連絡

担当する地域の家庭、事業者等を訪問し、犯罪や事故の防止等、地域住民の安全で平穏な生活を確保するために必要な事項の指導・連絡や、地域住民からの意見・要望の聴取を行う巡回連絡を行っています。

(3) 事件・事故等への対応

事件・事故等が発生した際、直ちに現場に向かい、初動措置をとっています。警察では

警察官が迅速に現場に駆けつけられるよう、110番通報の受理や警察署等への指令を行うシステムを整備するとともに、パトカー等の活用による機動力の強化に努めています。

4 これまで進めてきた統合

岩手県警察では、これまでも都市化や過疎化、交通網の発達などの社会情勢の変化に対応しながら、パトロールなどの地域警察活動を強化し、地域住民の安全・安心を守る活動を推進してきました。

そのような中で、警察力の適正な配置と効率的運用を図るため、交番・駐在所の配置や運用を随時見直しており、平成10年には、36交番、186駐在所あったものが、現在では統合等を進め、43交番、155駐在所になっています。

近年の交番・駐在所の統合には、

- 平成24年 岩泉署平井賀駐在所を田野畑駐在所へ統合
- 平成24年 大船渡署小友駐在所を広田駐在所へ統合
- 平成29年 盛岡東署及び紫波署の管轄区域変更に伴い、飯岡駐在所と流通センター駐在所を統合し、飯岡交番を新設
- 平成31年 大船渡署港交番（旧大船渡駅前交番）の移転新築に伴い署所在地と統合
- 平成31年 盛岡西署前九年交番の移転新築に伴い署所在地と統合

などがあります。

5 岩手県警察の方針

岩手県警察では、今後さらに、交番・駐在所の機能強化を図るため、交番・駐在所の統合を推進し、原則として、1人制の駐在所を段階的に近隣の施設に統合する方針です。

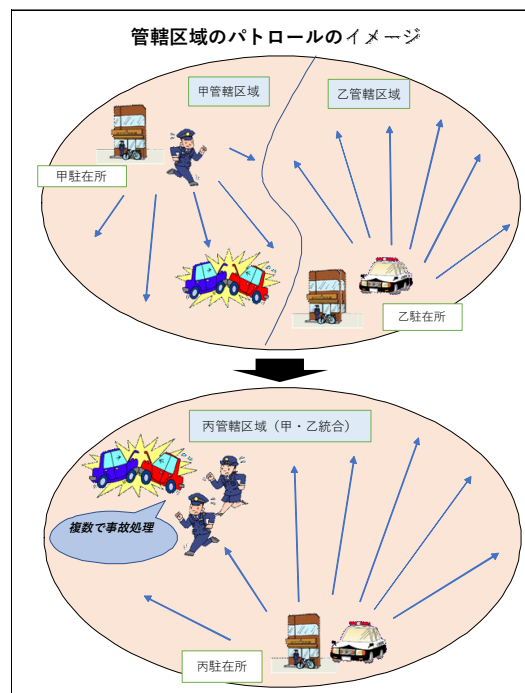
これは、より効率的・効果的に地域警察活動を推進するために必要な措置であり、次のような効果があります。

(1) 現場執行力の強化

1人制の駐在所を統合することにより、駐在所に警察官が複数で勤務することになりますから、駐在所の体制が強化されます。

また、事件・事件等が発生した場合は、早期に現場臨場し、複数で対応しますので、現場での迅速な処理が可能となりますし、万が一犯人が暴れたりしても、速やかに制圧することができます。

近年、全国的に、警察官に対する襲撃事案が相次いで発生しましたが、これらの事案は本県でも発生する可能性があります、このような事案に対して、速やかに複数の警察官で対応できるような体制を整えておく必要があります。



(2) 不在時間の減少

1人で勤務している駐在所員の多くは、地域住民から、「駐在所に警察官が不在のときが多い。」という声が寄せられるということをお話しています。

しかし、これは、やむを得ない一面もあり、地域警察官は、「パトロール」と「巡回連絡」が主な任務ですから、基本的には、勤務時間は外に出ていることが多いということになります。

また、休みも土曜日、日曜日とは限りませんし、警察署で当直勤務をしたり、事件や事故があれば現場に行ったりすることもありますから、どうしても不在の時間が多くなってしまいます。

これを複数で勤務することで、交替で駐在所にいて、届出や相談を受理する時間を多くとることができるようになり、不在の時間が少なくなります。

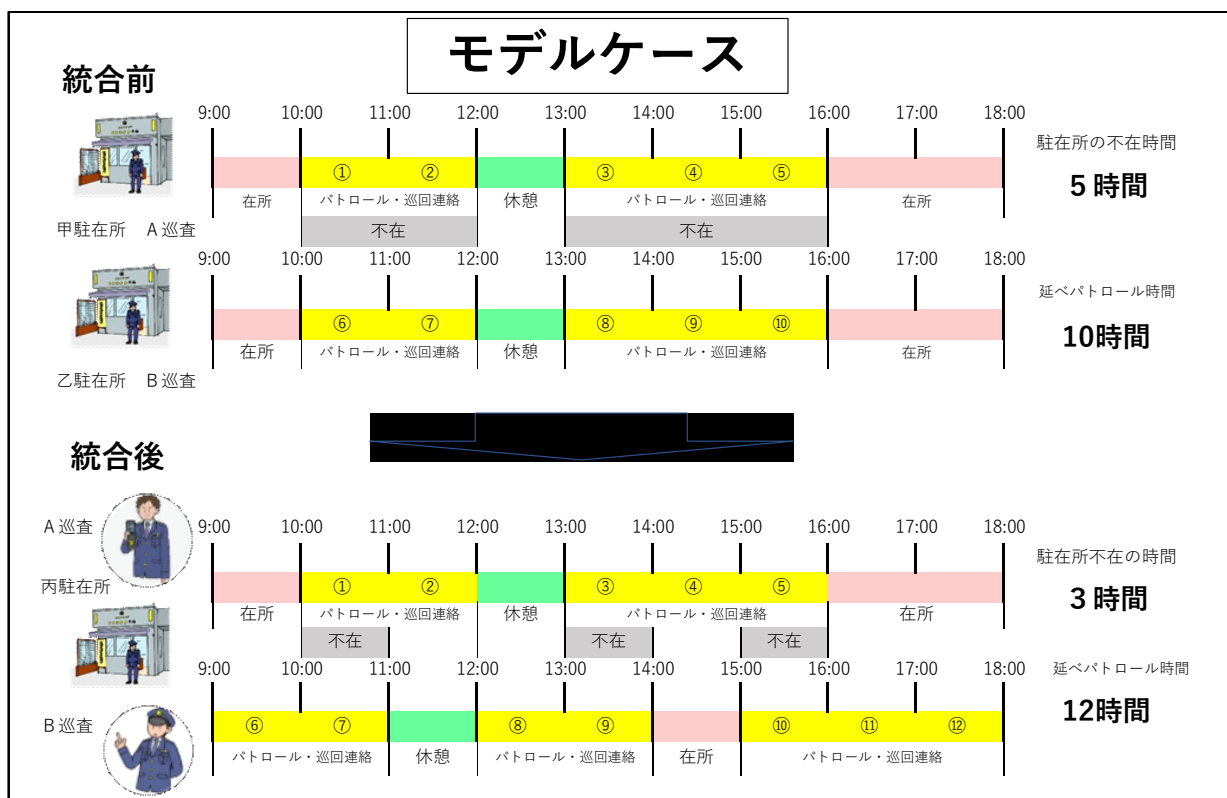
(3) パトロール・巡回連絡の強化

パトロールや巡回連絡の時間も増やすことができます。

下の図はモデルケースですが、甲駐在所にA巡査、乙駐在所にB巡査が勤務しているとします。このとき、A巡査とB巡査のパトロール等の時間を5時間、在所の時間を3時間とした場合、パトロール等で外に出ている5時間が不在時間となります。

これを統合して丙駐在所とした場合、B巡査は、A巡査が在所している間は、パトロール等に出ても、駐在所が不在になることはありません。

よって、B巡査は、在所を3時間から1時間に減らし、その分をパトロールの時間に振り替えることによって、駐在所の不在時間も減らしつつ、パトロール等の時間が増えるということになります。



6 統合する駐在所

統合する具体的な駐在所につきましては、人口、世帯数、面積、行政区域などのほか、事件・事故の発生状況や地域住民の利便性等を考慮して、総合的に判断して参ります。

現在のところ、令和4年度から順次統合を進めることを検討しております。

7 交番・駐在所再編計画に関するQ&A

① 「事件や事故など何かあったときに心配だ。」

駐在所を統合することにより、不在時間は減少し、パトロールや巡回連絡は強化されます。

また、以前は、パトカーが配置されていない駐在所もありましたが、現在は、すべての駐在所にパトカーが配置されており、機動力が強化され、どのような現場にも速やかに臨場することができるようになっております。

② 「何か相談したいときに駐在所が無くなるのは不便である。」

駐在所に行くのが難しい場合は、電話で相談していただくか、必要があれば警察官が自宅まで参ります。また、駐在所が不在となる時間が短くなりますので、相談しやすい環境になると思います。

③ 「警察官がすぐに削減されるのではないか。」

警察官の定数については、治安情勢に応じて、適宜見直すこととしておりますが、統合する交番・駐在所勤務員の定数を削減する予定はありません。

④ 「複数で勤務すると言っても、駐在所が無くなるのだから弱体化するのではないか。」

一般論で申し上げますと、「戦力は分散するよりも、集中して運用する方が強い。」と考えられますし、複数勤務によってパトロールなどは強化されますから、管内の警察力は強化されるものであります。

⑤ 「駐在所は残したまま、複数で勤務するようにしたら良いのではないか。」

駐在所を残したまま、どちらかの駐在所で勤務すれば、警察官が不在の駐在所が多くなってしまふということになり、駐在所の機能が果たせなくなるおそれがありますので、ご理解いただきたいと思ひます。

⑥ 「1人制の駐在所はすべて無くなるということか。」

原則として、1人制の駐在所は統合する方針ですが、近くに警察施設がないなど、特別の事情のある駐在所は存続することとしており、様々な事情を個別に判断することとなります。

⑦ 「統合しないで、駐在所の警察官を増員して、複数勤務制にすればいいのではないか。」

限られた警察力を効率的に運用するための措置ですので、ご理解いただきたいと思ひます。